

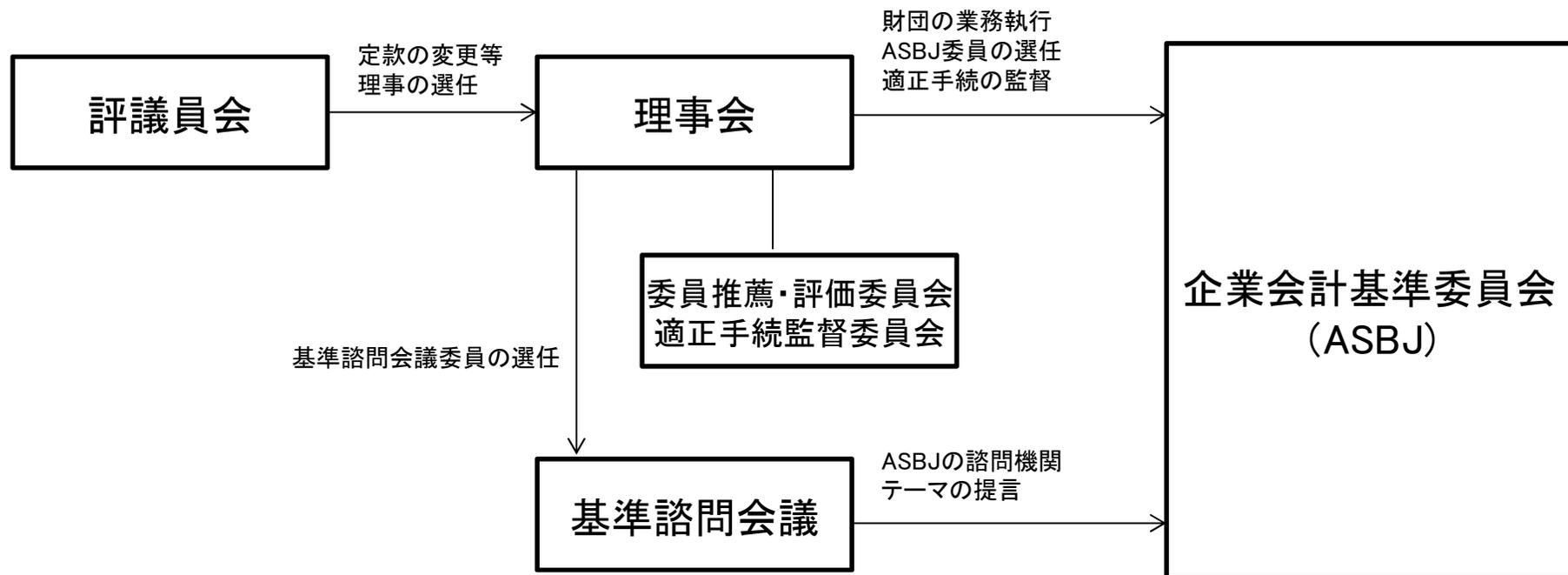
企業会計基準委員会（ASBJ）における 会計基準の開発及び国際的な意見発信

企業会計基準委員会
2014年12月15日

（本資料中の意見に係る部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません。）

企業会計基準委員会 (ASBJ) の体制 (1/2)

■ 公益財団法人財務会計基準機構の組織



企業会計基準委員会 (ASBJ)の体制 (2/2)

■ IASB及びFASBの体制との比較

	IASB (国際会計 基準審議会)	FASB (米国財務会計 基準審議会)	ASBJ (企業会計 基準委員会)
設置母体	IFRS財団	Financial Accounting Foundation (FAF)	財務会計基準機構
設置母体の 予算規模	収入:約24百万ポンド (約42億円)(注1) (2013年12月期)	収入:約39百万ドル (約41億円)(注2) (2013年12月期)	収入:約15億円 (2014年3月期)
ボードメンバーの 人数	常勤14名	常勤7名	常勤4名 非常勤9名
スタッフの人数	約70名	約60名	約25名(注3)
Due Processの監督	評議員会	評議員会	理事会
諮問機関	Advisory Council ASAF 作成者、投資家の 諮問機関等	Standard Advisory Council 投資家の諮問機関等	基準諮問会議

注1：1ポンド=174円（2013年末換算レート）で換算、出版物原価を除く

注2：1ドル=105円（2013年末換算レート）で換算、FAFの収入からGASB分の収入及び出版物原価を除く

注3：うち3名をIASBに派遣（ロンドン駐在2名、出張ベース1名）

ASBJの設立以来の日本基準の開発の概要

- 企業会計基準委員会は、2001年7月に設立されている。
- これまで、企業会計基準26本、企業会計基準適用指針25本、実務対応報告31本を公表している。
- これまで日本基準の開発で取り組んできた内容は、主に以下のとおりである。
 - 会社法等の制度改正に伴う会計基準の開発
 - 日本基準内の整合性を高めるための会計基準の開発
 - 国際的な会計基準とのコンバージェンス

最近の日本基準の開発状況 (1/3)

■ 日本基準のコンバージェンス

(東京合意に基づくコンバージェンス)

- ASBJは、2007年8月にIASBとの間で、コンバージェンスに関する東京合意を公表している。当該コンバージェンス・プロジェクトにより、2011年までに10数本の会計基準等を公表した。
- ASBJは、2012年以後、以下の会計基準を公表しており、東京合意で予定されていた会計基準の改正は一段落している。
 - 「退職給付に関する会計基準」の公表（未認識項目のオンバランス化等）（2012年5月）
 - 「企業結合会計に関する会計基準」の改正（非支配持分の会計処理等）（2013年9月）

最近の日本基準の開発状況 (2/3)

■ 日本基準のコンバージェンス

(今後の課題)

- これまで、我が国の会計基準は、IFRS又は米国会計基準とのコンバージェンスを図ってきており、国際的な会計基準と比較して遜色のないものとなっていると考えられる。今後についても、我が国の資本市場に対する信頼性を確保する等の観点で、日本基準を高品質に保つために、国際的な会計基準と比較して遜色のない状態を維持する必要がある。
- 今後の進め方については、IFRSのエンドースメント手続との関係も含め、基本的な考え方や取り上げるテーマ、優先順位等について、大きな方向性を検討していくことが必要と考えられる。

最近の日本基準の開発状況 (3/3)

■ その他の基準開発

- ASBJで検討を行うテーマについては、基本的に、基準諮問会議からのテーマの提言を踏まえて行っている。2013年以後、基準諮問会議から提言を受け、ASBJで基準開発を行っている主なテーマは以下のとおりである。
 - 日本公認会計士協会の税効果会計等に関する実務指針（7本）のASBJへの移管及び見直し（現在、ASBJにおいて審議中）
 - 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正（現在、ASBJにおいて審議中）
 - 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理（実務対応報告第30号を公表）
 - リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理（実務対応報告第31号を公表）

ASBJによる国際的な意見発信（1/8）

■ 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）における意見発信

- 2013年3月に設置されたIASBの諮問機関である。
- IASB及び各国会計基準設定主体又はその地域グループのメンバー(12名)が参加し、年4回開催される。これまで8回開催されている。
（各国会計基準設定主体）日本、米国、カナダ、英国、ドイツ、スペイン、オーストラリア、中国
（地域グループ）AOSSG（アジア・オセアニア）、EFRAG（欧州）、GLASS（南アメリカ）、PAFA（アフリカ）
- 会議では、IASBスタッフ又はASAFメンバーが作成したアジェンダ・ペーパーに基づき議論がなされる。ASAFは、概念フレームワークの見直しプロジェクトの諮問機関となっている。
- ASBJでは、ASAF会議の開催前にIFRS対応方針協議会、ASBJ委員会、ASAF対応専門委員会等でASAF会議における発言内容を検討している。

ASBJによる国際的な意見発信（2/8）

■ 他国、地域の会計基準設定主体等の連携

- FASB（米国財務会計基準審議会）との定期協議
 - ✓ 2006年より年2回、公式に開催しており、これまで17回実施している。
- EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）との協議
 - ✓ 2014年より年1回の公式な会議を開始している。
- IFASS（会計基準設定主体国際フォーラム）
 - ✓ 世界20数カ国の会計基準設定主体によるフォーラムで、年2回開催される。
- AOSSG（アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ）
 - ✓ アジア・オセアニア地域の20数カ国の会計基準設定主体によるグループで、年1回開催される。
 - ✓ ASBJは、2010年～2011年にかけて議長国となっている。
- その他の連携
 - ✓ 日中韓3カ国会議

ASBJによる国際的な意見発信 (3/8)

■ 当期純利益（純損益）に関する議論

(IASBにおける議論の状況)

- 現行の概念フレームワークでは、資産・負債・資本・収益・費用を財務諸表の構成要素とし、当期純利益（純損益）は構成要素とされていない。
- 2013年7月に公表された概念フレームワークの見直しに関するディスカッション・ペーパーでは、OCIのあり方について複数の案を提示している。
- 現在、公開草案の公表に向け（2015年第1四半期を予定）審議を行っており、以下を暫定決定している。
 - ✓ 合計又は小計で純損益を要求する。
 - ✓ 純損益を、当該期間の企業の業績に関する主要な情報源として記述するが、そうした情報の唯一の源泉ではないことを記載する（例えば、OCIに含まれる項目も企業の業績に関する情報を提供する。）。
 - ✓ 収益及び費用のすべての項目を純損益に含めるべきであるという反証可能な推定を含める。ただし、項目をOCIに含めることが、純損益の目的適合性を高める場合は例外とする。
 - ✓ OCIに含まれる収益及び費用のすべての項目を純損益にリサイクルすべきであるという反証可能な推定を含める。

ASBJによる国際的な意見発信（4/8）

■ 当期純利益（純損益）に関する議論

（ASBJの意見発信）

- 2013年12月に、ASAF会議にアジェンダ・ペーパー「純損益/その他の包括利益及び測定」を提出した。
 - ✓ 純損益の定義及び特徴を提案。
 - ✓ 全面的なリサイクリングの必要性を主張。
- 2014年5月に、ショート・ペーパー・シリーズ第1号「OCIは不要か？」を公表した。
 - ✓ OCIの利用を最小限とすべきとの意見への反論。

ASBJによる国際的な意見発信 (5/8)

■ のれんの償却に関する議論

(IASBによる適用後レビュー)

- IFRS第3号では、のれんは非償却とされている。日本基準では、減損テストとともに20年以内の効果の及ぶ期間にわたってのれんの償却を求めている。
- IASBは、2013年よりIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを開始し、2014年1月に「情報要請」を公表している。
- ASBJは、我が国関係者（財務諸表利用者、作成者、監査人）に対してIFRS第3号の適用経験等についてヒアリングを行っており、2014年5月に「情報要請」に対するコメントレターを提出している。

ASBJによる国際的な意見発信 (6/8)

■ のれんの償却に関する議論

(FASBにおける議論の状況)

- FAF (FASBの監視機関) により米国会計基準における企業結合会計について適用後レビューが実施され、2013年5月に完了している。
 - FASBは、2014年1月に非公開会社にのれんの10年償却及び減損テストの簡素化を選択肢として認める会計基準を公表している。
 - また、FASBは、公開会社ののれんの会計処理について、2014年3月より審議を開始している。11月のボード会議では、のれんについて、①償却及び減損モデル、②直接償却、③減損テストの改善、④非公開会社への選択肢と同様の方法の4案が議論された(会議資料に、修正国際基準(JMIS)の公開草案及び本年7月にASBJ、EFRAG等で公表したディスカッション・ペーパーが引用されている)。
 - 審議において、特段の決定はされなかったが、のれんの償却及び減損モデルの復活に対して複数のボードメンバーから支持されたことを踏まえ、のれんを償却するとした場合の償却期間のあり方等について研究をするようスタッフに指示された。

ASBJによる国際的な意見発信 (7/8)

■ のれんの償却に関する議論

(ASBJの意見発信)

- ASBJは、2014年7月に、EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）及びOIC（イタリアの会計基準設定主体）と共同でディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいかーのれんの会計処理及び開示」を公表している。
 - ✓ 主要な提案は以下のとおりである。
 - ① のれんについて、償却及び減損アプローチの再導入が適切である。
 - ② 減損テストについて、改善の余地がある。（非償却の場合）
 - ③ 減損に関する開示について、改善の余地がある。（非償却の場合）
 - ✓ ASAF会議やその他の国際会議で、ディスカッション・ペーパーにおける提案と寄せられたフィードバックについて説明を行っている。
 - ✓ 今後、これまで入手したコメントレターを踏まえフィードバック文書を公表するとともに、3者による取組みを継続することを予定している。

ASBJによる国際的な意見発信 (8/8)

■ のれんの償却に関する議論

(IASBにおける直近の審議状況)

- 2014年12月のIASB会議において、「情報要請」に対するフィードバック等を踏まえ、IASBが今後焦点を当てる重要な領域として、以下がスタッフより提案されており、予備的な審議が行われる予定である。

なお、IASBスタッフからの提案においては、米国会計基準との整合性を維持することが重要という見解がASAFメンバー等から示されていることを踏まえ、FASBと連携して審議を進めていく旨が記載されている。

(最も重要な領域)

- ① 減損テストの改善
- ② のれんの事後の会計処理 (減損のみか減損及び償却か)

(重要な領域)

- ① 事業の定義
- ② 無形資産の識別と公正価値測定 (顧客関連無形資産やブランドなど)

修正国際基準（JMIS）の開発の状況（1/6）

■ 修正国際基準（JMIS）の公開草案の公表

- ASBJは、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を踏まえ、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公開草案を2014年7月31日に公表した（コメント期限2014年10月31日）。
- 公開草案に対し19通のコメントが寄せられ、現在、当該コメントへの対応を検討中である。

■ エンドースメント手続

- IASBにより公表された会計基準及び解釈指針（会計基準等）について、我が国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」して採択する仕組みをいう。

修正国際基準(JMIS)の開発の状況 (2/6)

■ 「削除又は修正」の判断基準

- 任意適用を前提とする。公益及び投資家保護の観点から、次の点を勘案する。
 - ①会計基準に係る基本的な考え方、②実務上の困難さ、③周辺制度との関連
- 「削除又は修正」は必要最小限とする。

■ エンドースメント手続の意義－意見発信力の強化

- IASBにおける審議の段階から、受け入れ可能かという観点で意見発信を行うことにより、我が国において受け入れ可能な会計基準等の開発をIASBに促す。
- 今回の作業においては、既存のIASBの定めた会計基準等すべてを評価し、それらに対する我が国の考えを表明することとなった。

修正国際基準 (JMIS) の開発の状況 (3/6)

■ 修正国際基準の構成

- 修正国際基準は、①IASBにより公表された会計基準及び解釈指針と②ASBJにより公表された修正会計基準から構成される。

■ 初度エンドースメント手続の概要及び結果

- 2012年12月31日現在でIASBにより公表されている国際財務報告基準 (IFRS) 13本、国際会計基準 (IAS) 28本、IFRIC解釈指針17本、SIC解釈指針8本を検討し、別紙の論点を抽出した。
- 審議の結果、「のれんの非償却」及び「その他の包括利益 (OCI) のノンリサイクリング処理」について、「削除又は修正」を行った上で採択することを提案している。

修正国際基準 (JMIS) の開発の状況 (4/6)

- 企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理」(案)

項目	修正会計基準公開草案第1号
のれんについて非償却とし、減損のみを行う。(IFRS第3号)	のれんは耐用年数にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。のれんの耐用年数はその効果の及ぶ期間によるが、20年を超えてはならない。

- 企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第2号「その他の包括利益の会計処理」(案)

項目	修正会計基準公開草案第2号
その他の包括利益 (OCI)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動 (IFRS第9号 (2010年))	売却時、減損時に、関連するOCIをリサイクリング (純損益に組替調整) する。
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動 (IFRS第9号 (2010年))	償還又は買入消却時に、関連するOCIをリサイクリングする。
確定給付負債又は資産 (純額) の再測定 (IAS第19号)	数理計算上の差異等の再測定の金額について、平均残存勤務期間で按分した金額をリサイクリングする。

修正国際基準(JMIS)の開発の状況 (5/6)

■ 公開草案に寄せられたコメントの概要

● 総論

- 以下の観点からIFRSのエンドースメント手続の実施を支持する意見が多く聞かれた。
 - ✓ 国際ルールであるIFRSを我が国の制度として適用する上で必要な手続であること。
 - ✓ 我が国におけるIFRSの任意適用を促進するための取組みであること。
- 一方、修正国際基準の導入はIASBの目的と相容れないという意見や4基準併存により財務諸表利用者側の困難性や利便性の低下、国際的なレピュテーションの低下等を懸念する意見が聞かれた。また、IFRSの任意適用の拡大を促進する効果についても懸念を示す意見が聞かれた。
- また、以下の観点から今後の日本基準のあり方について方針を示すべきという意見が多く聞かれた。
 - ✓ エンドースメント手続との関係を含めた今後のコンバージェンスの基本的な考え方を整理すべきである。
 - ✓ 日本基準は今後もコンバージェンスを行いながら高品質な会計基準の一つとして維持すべきである。
 - ✓ 単体の財務諸表の取扱いに対する方針を明確にすべきである。
 - ✓ 今回「削除又は修正」しなかった部分についても、そのままコンバージェンスするのではなく、再度慎重な議論を行う必要がある。

修正国際基準 (JMIS) の開発の状況 (6/6)

■ 公開草案に寄せられたコメントの概要

- 「削除又は修正」の判断基準

- 「削除又は修正」を必要最小限とすることを支持する意見が多く聞かれた。

- 「削除又は修正」の内容

- のれんの非償却及びノンリサイクリング処理を「削除又は修正」することを支持する意見が多く聞かれた。一方で、「削除又は修正」を行わなかった項目の判断の根拠を記述すべきとの意見も聞かれた。また、非上場株式の公正価値測定、開発費の資産計上など、我が国の基本的な考え方と合わないものについては、「削除又は修正」をすべきとの意見や、仮に削除又は修正を行わないとしても、こうした項目について国際的な意見発信を行っていくことは重要であるという意見も聞かれた。

- ガイダンス及び教育文書の開発

- ガイダンスや教育文書の開発を支持する意見が聞かれる一方で、修正国際基準ではなくピュアなIFRSを適用している企業のためのガイダンスや教育文書を開発するプロセスを策定すべきという意見や、ピュアなIFRSを適用している企業への影響を十分留意すべきとの意見が多く聞かれた。

修正国際基準(JMIS)の開発の状況 (別紙)

■ 抽出された論点

IASBに対して意見発信を行っていくうえで会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの

- ① これまで「アジェンダ・コンサルテーション2011」等を通じてIASBに対して意見発信を行ってきている項目
(リサイクリング、当期純利益(純損益)に関連する項目)
 1. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動
 2. 確定給付負債又は資産(純額)の再測定、過去勤務費用
 3. 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動
 4. 有形固定資産、無形資産の再評価モデルに係る再評価剰余金(公正価値測定範囲に関連する項目)
 5. 相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定
 6. 有形固定資産、無形資産の再評価モデル
 7. 投資不動産の公正価値モデル
 8. 生物資産及び農産物の公正価値測定
(「アジェンダ・コンサルテーション2011」で指摘したその他の個別項目)
 9. のれんの非償却
 10. 開発費の資産計上
 11. 固定資産の減損の戻入れ
- ② その他の基本的な考え方に関連する項目
 12. 財政状態計算書における純資産の部の表示
 13. 包括利益計算書の段階別表示
 14. 引当金の認識規準
 15. 企業結合における全部のれん方式

実務上の困難さがあるもの(制度との関連を含む)

- ① 会計基準の適用、解釈に関する項目
 16. 有形固定資産に係る減価償却方法の選択、耐用年数
 17. 開発費の資産計上
 18. 資本性金融商品への投資に関する公正価値測定
 19. 短期有給休暇
 20. 金融負債と資本の分類
 21. 子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い
 22. 契約にリースが含まれているか否かの判断
- ② その他の重要な実務上の困難さを含む会計処理に関する項目
 23. 機能通貨
 24. 外貨建負債性金融商品の換算
 25. 投資信託の評価
 26. 取替法
 27. 修正後発事象の会計処理
 28. 償却原価で計上されている金融資産の減損
- ③ 開示に関する項目
 29. 年度における開示(リスク感応度分析、確定給付制度に関する開示、子会社・関連会社等の要約財務情報)
 30. 期中財務報告の範囲及び開示対象の期間(財務諸表注記を含む)

